

板野東部消防組合火災予防条例第 42 条の 4 の規定に基づき重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が未設置）のある建物を公表しています。

違反対象物一覧

番号	項目	内容
1	名称(防火対象物の部分)	
	所在地	
	公表対象違反	
	その他消防長が必要と認める事項	

※ 現在、公表に該当する建物はありません。